



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 1 日 (火曜日) 号外 第 36 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	人事委員会規則
うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則… (漁業管理課) 1		○育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

規 則

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第43号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の廃止)

第 1 条 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則 (平成 7 年宮崎県規則第 48 号) は、廃止する。

(宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (平成 18 年宮崎県規則第 66 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
別表第 1 (第 3 条、第 4 条関係) <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和 60 年宮崎県条例第 23 号)</td><td>[略]</td></tr> <tr><td><u>うなぎ稚魚の取扱いに関する条例 (平成 7 年宮崎県条例第 9 号)</u></td><td>第 17 条</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </table>	[略]		宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和 60 年宮崎県条例第 23 号)	[略]	<u>うなぎ稚魚の取扱いに関する条例 (平成 7 年宮崎県条例第 9 号)</u>	第 17 条	[略]		別表第 1 (第 3 条、第 4 条関係) <table border="1"> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和 60 年宮崎県条例第 23 号)</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </table>	[略]		宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和 60 年宮崎県条例第 23 号)	[略]	[略]	
[略]															
宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和 60 年宮崎県条例第 23 号)	[略]														
<u>うなぎ稚魚の取扱いに関する条例 (平成 7 年宮崎県条例第 9 号)</u>	第 17 条														
[略]															
[略]															
宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和 60 年宮崎県条例第 23 号)	[略]														
[略]															
別表第 3 (第 5 条、第 6 条関係) <table border="1"> <tr><td>宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例</td><td>[略]</td></tr> <tr><td><u>うなぎ稚魚の取扱いに関する条例</u></td><td>第 17 条</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </table>	宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	[略]	<u>うなぎ稚魚の取扱いに関する条例</u>	第 17 条	[略]		別表第 3 (第 5 条、第 6 条関係) <table border="1"> <tr><td>宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </table>	宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	[略]	[略]					
宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	[略]														
<u>うなぎ稚魚の取扱いに関する条例</u>	第 17 条														
[略]															
宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	[略]														
[略]															

(知事等が行う立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

第 3 条 知事等が行う立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 (令和 4 年宮崎県規則第 25 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 3 条 次に掲げる条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。	第 3 条 次に掲げる条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

(1)～(10) [略]
 (11) うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）第21条第2項
 (12)～(18) [略]

(1)～(10) [略]
 (11)～(17) [略]

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

人事委員会規則

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第25号

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成11年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則 （雑則） 第8条 [略]	育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに意向確認等に関する規則 （育児を行う職員に対する意向確認等） 第8条 条例第8条の4第2項の規定による対象職員が複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうち1人の子に係る次項に規定する期間内に同条第2項の規定による措置を講じた時点がその他の子に係る次項に規定する期間の始期の到来前であるときは、当該その他の子に係る当該期間内に同条第2項の規定による措置を講じなければならない。 2 条例第8条の4第2項の「人事委員会規則で定める期間」とは、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する翌日までの1年間とする。 （雑則） 第9条 [略]

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。